



令和6年10月から

新型コロナウイルス定期接種が始まります

■対象 ①65歳以上の方、②60～64歳で対象となる方（心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方）

■費用 自己負担有り

現在、町でも実施に向けて準備しているところですが、詳細が決まりましたら広報はとやま、ホームページ及び公式LINEなどでお知らせします。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

鳩っこイングリッシュリトミック教室を開催します！



英語の歌にあわせて歌ったり、からだを動かしたり、「耳」と「からだ」を使って遊ぶ、外国人インストラクターによるリトミック教室を開催します。

親子で歌って、踊って、一緒に楽しみましょう！

■対象 町内に居住する未就学児

■費用 無料

■場所 町地域包括支援センター（松ヶ丘4-1-4）

■申込 児童・保護者氏名（ローマ字ふりがな含む）、年齢、電話番号、参加希望日を明記の上、役場政策財政課（h220@town.hatoyama.lg.jp）にメールで申込

日程	時間
9月5日(木)	午前10時～正午
12日(木)	
19日(木)	
10月3日(木)	
10日(木)	

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

令和6年10月からデマンドタクシー「はとタク」 「埼玉医大便」の土曜日運行を開始します



令和6年10月からデマンドタクシー「はとタク」の埼玉医大便の土曜日運行が始まります。月～金曜日と同様の時刻表と料金で運行します。

「はとタク」を利用する際には、事前に利用登録が必要です。登録方法は申請用紙に必要事項を記入し、予約センターに送付します。約1週間で登録証が届き、予約可能になります。申請用紙は、役場と東出張所に配付、町ホームページに掲載しています。より便利になった「はとタク」を、ぜひご利用ください。

埼玉医大 医大 大行 (行き)	医大 到着時刻	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:30
埼玉医大 大行 (帰り)	医大 出発時刻	17:00		10:00		11:00		13:30
		予約受付 終了時刻		前日		当日		

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

令和6年7月1日付で 町職員を採用しました

町では、次のとおり、町職員の採用を行いました。

◆長寿福祉課：岡村 寿江、鈴木 龍

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



Topics

トピックス

「空き家問題」ミニ特集 官民連携事業

空き家の発生抑制に向けた取り組みを開始します

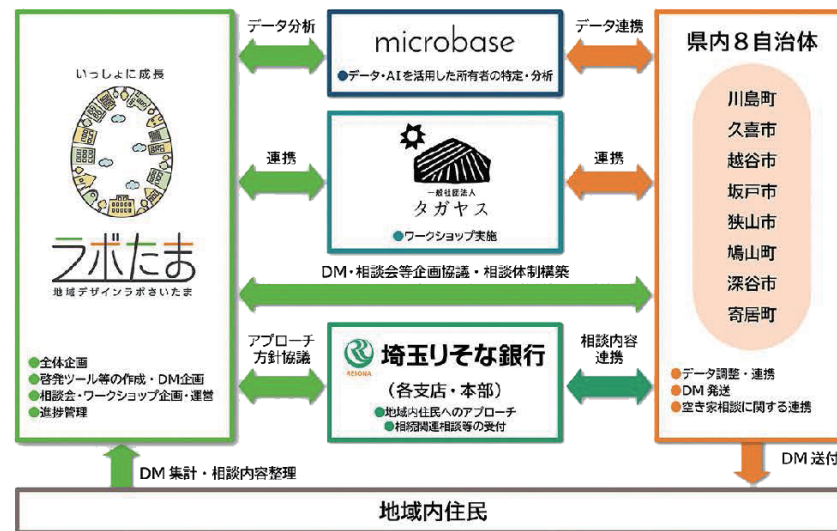
町では、りそなグループの株式会社地域デザインラボと連携し、官民連携による空き家の発生抑制に向けた取り組みを実施します。

空き家予備軍をAIを活用してデータ予測し、居住者等に対して、「住まいの将来」について、家族と相談・

検討するためのアンケート調査や相談会等を実施します。

今後、12月ごろにアンケートを送付する予定です。アンケートが到達された方におかれましては、ご協力いただきますようお願いいたします。

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆9～11月 休日臨時開庁日

■日時 9月7日(土)、10月6日(日)、11月9日(土) 午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。



令和6年10月から 児童手当制度が拡充します

国の「こども未来戦略」に基づき、こどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、令和6年10月分（12月支給分）から、下記のとおり児童手当制度が拡充します。

■**手続き** すでに児童手当を受給している方は、原則申請不要で10月から拡充後の児童手当が適用されます。

なお、年齢制限や所得制限等により、拡充前の児童手当を受給していない方や、多子加算により、手当額が増額する方は、お手続きが必要です。お知らせを順次発送いたしますので、案内をご確認の上、必要書類をご提出ください。

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 277-7527

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学校修了まで （15歳到達後最初の年度末まで）	高校生年代まで （18歳到達後最初の年度末まで）
所得制限	所得制限あり 所得制限限度額以上で特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円） 所得上限限度額以上で受給資格消滅	所得制限なし
手当月額	【3歳未満】一律15,000円 【3歳～小学校修了まで】 ・第1子、第2子：10,000円 ・第3子以降：15,000円（多子加算） 【中学生】一律10,000円 【特例給付】一律5,000円	【3歳未満】 ・第1子、第2子：15,000円 ・第3子以降：30,000円（多子加算） 【3歳～高校生年代】 ・第1子、第2子：10,000円 ・第3子以降：30,000円（多子加算）
多子加算対象	保護者が養育する高校生年代以下の児童数で算定した第3子以降	保護者の経済的負担がある22歳年度末までの児童数で算定した第3子以降
支給時期	年3回支給：6月、10月、2月 （各支給月の前4ヵ月分を支給）	年6回支給：偶数月 （各支給月の前2ヵ月分を支給）

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく

【児童扶養手当】

■**対象** 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもを育てている家庭や、父または母に一定の障害があり子どもを育てている家庭など

■**支給期間** 18歳になった年の年度末まで（一定の障害がある児童は20歳未満）

■**申込** 【新規の方】随時 【受給中の方】8月30日（金）までに現況届を役場町民健康課に提出

【特別児童扶養手当】

■**対象** 精神または身体に一定の障害がある20歳未満のこどもを育てている家庭など

■**申込** 【新規の方】随時 【受給中の方】8月13日（火）～9月11日（水）までに所得状況届を役場町民健康課に提出

※児童扶養手当・特別児童扶養手当、いずれも所得などの支給要件があります。

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 277-7527

県こども政策課 ☎ 048-830-3337

【児童手当の現況届のご提出をお忘れなく】

児童手当の受給資格がある方のうち、児童と別居している等、公簿等で現況が確認できない方は、現況届の提出が必要です。該当者には5月下旬及び7月中旬に通知を郵送しています。まだ届出がお済みでない方は、早めにご提出をお願いします。提出されないと、6月分以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。

なお、児童手当から保育料等の引き落としをご希望される方は、下記までお申し出ください。

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎ 277-7527



健康で健全な食生活に関する知識を身につけてみませんか？ 「家庭料理検定」を実施します

家庭料理検定は、町と「連携協力に関する包括協定」を結ぶ女子栄養大学を設置する学校法人香川栄養学園が主催する検定で、食事の重要性や栄養バランス・食文化等についての理解と、健康で健全な食生活に関する知識と技術を身につけることを目的としています。

■**対象** 鳩山町在住・在勤の方（試験会場へは受験者本人のみの入場となるため、お付き添いの方は別室でお待ちいただきます。）

■**試験日** 10月30日（水）午後4時30分試験開始（午後4時15分集合）

■**試験時間** 45分間 ■**会場** 鳩山町保健センター

■**試験級** IBT4・5級

※5級は小学生程度、4級は中学生程度が目安です。

■**持ち物** お持ちのスマートフォン、タブレット、パソコン等

※保健センターのWi-Fiをご利用いただけますが、接続状況等により受検される方がご契約されている回線を使用いただく場合がございます。その場合は、ご契約の回線に応じて別途通信料がかかる場合があります。予めご了承ください。

■**申込受付期間** 9月9日（月）～10月8日（火）
可否発表は、11月27日（水）です。合格すると「デジタル合格証」が発行されます。

■**定員** 15人

■**受験料** 5級1,800円、4級2,700円

■**後援** 文部科学省、農林水産省、厚生労働省、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国学校栄養士協議会、日本PTA全国協議会

■**申込・問合せ** 町保健センター ☎ 296-2530



はとやま食エコ推進事業 二次審査を実施します 「はとやま食エコレシピコンテスト2024」



「はとやま食エコレシピコンテスト」では、野菜の皮や葉、茎をむだなく利用するなど、食エコなアイデアレシピを募集し、審査により優秀作品を決定します。

最終審査となる二次審査の審査員は、町民の皆さまです。今年は「Web」と「パネル展示」の2つの審査のうち、どちらかの方法でご参加いただけます。ご応募いただいたレシピの中から、書類による一次審査を通過した、レシピ7点の作品紹介をご覧いただき、ご投票いただきます。

皆さまのご参加をお待ちしています（募集は9月2日で締め切りました）。

■**審査期間** 9月30日（月）～10月7日（月）（予定）

■**その他** 投票はおひとり1回です。審査結果は、広報はとやま及びホームページで11月ごろに発表予定です。

■**問合せ** はとやま食エコレシピコンテスト事務局（鳩山町保健センター） ☎ 296-2530

	Web 審査	パネル展示審査
参加方法	「Google フォーム」を活用した Web 審査。町内施設や近隣施設に掲示するポスターの QR コードからアクセス可能 ※詳しくは、後日、公表されるホームページの情報をご確認ください。	・町立図書館・地域包括ケアセンターに展示するパネルによる審査。 ・スポーツフェスティバルの会場内（10月6日（日）のみ実施）
参加資格	上記サービスをご利用いただける方	実施会場で審査用紙を受け取った方

試験電波発射によるテレビ受信障害発生の恐れがあります

700メガヘルツ帯の周波数を用いた携帯電話システムの運用に伴い、9月19日（予定）に試験電波発射を行う町内の一部地域で、地上デジタルテレビ放送が「映らなくなる」などの影響が発生する恐れがあります。その対応策として、一般社団法人700メガヘルツ利用推進協会により、対策が必要なご家庭に対して周知チラシが配布されています。

なお、工事に関する費用は同協会が負担し、工事業者が費用を請求することは一切ございません。訪問する工事業者は、「テレビ受信障害対策員証」を携行しています。不審な場合は、下記までご連絡ください。

■**問合せ** 700メガヘルツテレビ受信障害対策コールセンター ☎ 0120-700-012

暮らしの防災ガイド

■問合せ
役場総務課 ☎ 296-1214



▶ 避難行動要支援者名簿への登録に伴い、民生委員による個別訪問調査を実施します。

町では、災害対策基本法に定められた「避難行動要支援者名簿」を作成しており、障がいのある方や75歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う体制を整備しています。

毎年10月を、「避難行動要支援者」に該当する可能性のある方への重点訪問期間として、災害発生時に自ら避難行動がとれるかどうかの確認をするため、地区担当の民生委員による個別訪問調査を実施しています。担当民生委員が調査のために訪問した際は、調査にご協力をお願いします。

■調査方法 民生委員が訪問し、聞き取りにより現在の状況や登録の意向などの確認を行います。
※訪問の際は、「民生委員・児童委員証」を携帯しています。不審と思われる場合は、お問い合わせ

ください。

「避難行動要支援者支援制度」

災害時のセーフティネット構築のため、事前に障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の方などの情報を把握し、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行えるようにする制度です。

平常時には、見守り活動にも役立っています。

■名簿に登録できる方

- ①高齢者…要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方および高齢者のみの世帯の方
- ②障がい者…身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳㉔・Aを有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方
- ③その他災害時に支援が必要であると認められる方

▶ 鳩山町の防災の取り組み（訓練）を紹介します

避難所開設訓練（7月20日）



▲町職員が泉井交流体験エリアに避難所を開設する想定で訓練を行いました。

南海トラフ地震臨時情報に対する対応を確認（8月9日）



▲令和6年8月8日に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震により、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」への対応のため、臨時課長会議を開催しました。

町では、自主防災組織等が実施する防災訓練をサポートします。自主防災組織等が実施する防災訓練等の企画や実施についてご不明点や相談したいことがありましたら、役場総務課へご連絡ください。

風水害対応力強化講習（7月23日）



▲熊谷地方気象台にご協力いただき、三役及び幹部職員を対象とした風水害対応力強化講習を実施しました。

ハザードマップを確認しましょう

町が発行する「洪水・土砂災害ハザードマップ」「地震ハザードマップ」等で危険箇所などを確認しましょう。



人事行政の運営などの状況を公表します

「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の概要をお知らせします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214

任免の状況（令和5年度）

新規採用	12人
定年退職	0人
勤奨退職	1人
自己都合	4人
その他	3人

一般行政職の級別職員数（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職名	主事補	主事	副主幹・主任	主幹	課長補佐	課長
職員数	4人	17人	36人	11人	11人	10人
割合	4.5%	19.1%	40.4%	12.4%	12.4%	11.2%

※鳩山町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数。

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	部 門	職員数		対前年増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政部門	議 会	2	2	0
	総 務	31	29	△2
	税 務	9	9	0
	民 生	15	16	1
	衛 生	12	14	2
	農林水産	7	8	1
	土 木	8	9	1
特別行政部門	小 計	84	87	3
	教 育	18	20	2
普通会計	小 計	18	20	2
	計	102	107	5
公営企業等会計部門	水 道	7	7	0
	下水道	2	2	0
	その他	7	7	0
	小 計	16	16	0
合 計		118	123	5

※職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員、組合派遣職員や非常勤職員等は除いています。

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）4年度人件費率
令和5年度	12,967人	6,038,856千円	1,014,924千円	16.8%	16.6%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

職員の平均給料月額と平均年齢（令和6年4月1日）

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	87人	41.9歳	309,402円
特別行政部門	20人	45.2歳	336,265円

職員の初任給（給料月額） 令和6年4月1日現在

区 分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鳩山町	202,400円	176,100円
国	196,200円	166,600円

ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
96.7%	95.2%	96.0%

職員手当（令和6年4月1日現在）

期末手当・勤勉手当	年間支給割合 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外（原則として） 子 10,000円 その他 6,500円 16歳～22歳加算分 5,000円
住居手当	借家・借間（限度額）28,000円 交通機関等の利用者（限度額）55,000円
通勤手当	交通用具使用者（限度額）31,600円
管理職手当	課長：45,000円 課長補佐：34,000円
地域手当	6%
退職手当	自己都合 勤奨・定年退職 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続30年 34.7355月分 40.80375月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間・休日（令和5年度）	
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（うち休憩時間60分）
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

年次休暇（令和5年度）

制度概要	1年度につき20日付与。 残日数は翌年に繰越が可能。 （20日を限度）
------	---